

厚木市農業委員会交際費取扱基準

1 目的

この基準は、農業委員会運営上必要な経費として支出する交際費について、その支出及び公開の取扱基準について必要な事項を定めることにより、支出の公正性及び透明性を確保することを目的とする。

2 支出

交際費の支出は、厚木市財務規則（昭和44年厚木市規則第40号）、行政実例及び判例等に照らし、団体等が主催する事業及びその他の各種会合等への出席、慶弔等個別の事案ごとに相手方と本市農業委員会とのかかわり等を総合的に勘案し、相手方との信頼関係や儀礼を失することがないように、社会通念上の儀礼の範囲内において適正に支出するものとする。

3 支出額

支出額については、次に掲げる事項を十分考慮の上、決定しなければならない。

- (1) 事業等が行われる会場
- (2) 飲食の提供の有無
- (3) 事業等の内容
- (4) 会費の有無及び金額

4 公開

交際費の支出状況の公開は、当該月支出分を翌月15日までに行うものとし、個人情報保護に十分配慮の上、支出日、支出区分、件名及び支出額を記載し、本市ホームページへの掲載及び市政情報コーナーにおける閲覧により行うものとする。

5 支出区分及び各区分の内容並びに支出額

- (1) 祝金、寸志、激励金等

農業に関する公共的・公益的団体、農業の発展に寄与し、又は貢献する団体又は個人（以下「各種団体等」という。）が主催する事業等への出席に際して支出するお祝い及び寸志並びに本市を代表し、市民の模範となる活動をしている各種団体等に対する激励金

- (2) 会費

各種団体等が主催する事業等への出席に際して支出する会費

- (3) 弔慰

農業委員及び元農業委員の死亡

- (4) その他

農業委員会運営上必要と認められる交際において、会食等に要する経費

6 支出限度額

交際費の支出区分ごとの支出限度額は、別表のとおりとする。

附則

- 1 この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 厚木市農業委員会交際費事務取扱要綱(平成19年 4 月18日適用)は、廃止する。

別表

支 出 区 分	支 出 限 度 額
祝金、寸志、激励金等	10,000円
弔慰（農業委員及び元農業委員）弔電	実費経費額
会 費	明示された金額
その他	農業委員会運営上、特に会長が必要であると認める経費